

## 《未納税時の措施》

如未在繳稅期限內繳納，過一定時間後，市政府會寄去《督促信》進行督促，如果在指定的督促期限內仍未繳納的話，接着會寄去《催繳單》。

如果依然沒有繳納的話，就會執行扣押財產的措施，所以如果有什麼理由無法繳納，請務必前來諮詢。

稅務科 ☎ 0143-85-1155

## 《納税しなかった場合》

納期限を過ぎてからも納付せず、一定期間経過すると、『督促状』が送付され、督促状の期限にも納付されなかった場合、『催告書』が送付されます。

それでもなお納付されなかった場合については、財産差押が執行されますので、納付できない事情がある場合は、必ずご相談ください。

稅務グループ ☎0143-85-1155

## 上・下水道

### 自来水费・下水道使用费

自来水费・下水道费用，是按2个月查一次水表数字，根据其使用量算出。可以通过银行转账或用自来水水道科寄去的缴费单来付费。

开通或停止使用自来水时，请务必向自来水水道科申报。

自来水道科 ☎ 0143-85-5501  
下水道科 ☎ 0143-85-9052

## 垃圾的分类及收集方法

### 垃圾的分类

垃圾分为可燃垃圾、不可燃垃圾、资源垃圾、大型垃圾、有害垃圾等5种类别。

●可燃垃圾、不可燃垃圾、大型垃圾

请购买“指定垃圾袋”以及“垃圾处理券”后再丢弃。

※“指定垃圾袋”和“垃圾处理券”可在超市等购买。

●资源垃圾、有害垃圾属免费收集，请装入透明的袋子里丢弃。

### 垃圾收集

请在上午8点以前将垃圾放到垃圾站。

環境対策科 ☎ 0143-85-2958

## 上・下水道

### 水道料金・下水道使用料

水道料金・下水道使用料は、2か月ごとのメーター検針をもとに、使用量に従って算出します。口座振替か水道グループが送付した納付書で納めます。

新しく水道を使用するときや、水道の使用を中止したいときは、必ず水道グループへ届け出てください。



水道グループ ☎0143-85-5501  
下水道グループ ☎0143-85-9052

## ごみの分別と収集

### ごみの分別

ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5種類に分別してください。

●燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ

『指定ごみ袋』や『ごみ処理券』を購入して排出

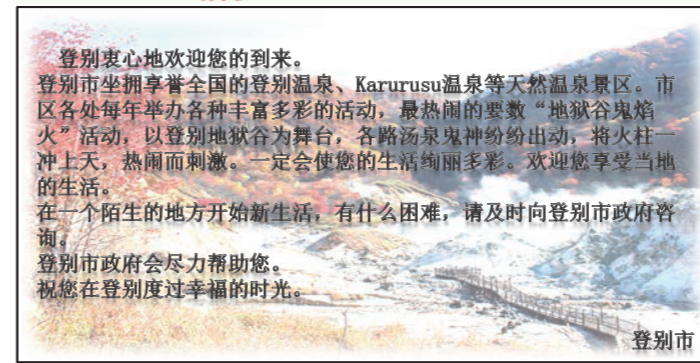
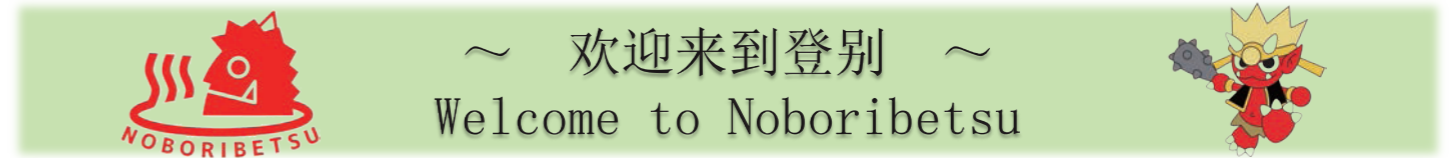
※『指定ごみ袋』と『ごみ処理券』は、スーパーマーケットなどで購入できます。

●資源ごみ、有害ごみは無料なので、透明の袋に入れて排出

### 収集

ごみは朝8時までにごみステーションに排出してください。

環境対策グループ ☎0143-85-2958



## 登別市政府

### 市政府本部办公楼

地址：登別市中央町6-11 ☎0143-85-2111

### 各分处

登別分处 地址：登別市登別港町1-4-9 ☎0143-83-1131

鷺別分处 地址：登別市鷺別町3-3-4 ☎0143-86-6111

办公時間：9：00至17：30

休息日：周六・日、各種節假日、年末年初期間（12月29日至1月3日）

## 开设支援外国人的一站式窗口

登別市在市政府本部办公楼一楼设置了咨询窗口，专门为有困难的外国人提供服务。

也可以通过LINE提供咨询服务，请扫码加好友。

※如果咨询内容含个人信息，需要来市政府窗口面谈，请事先通过LINE预约好面谈时间。

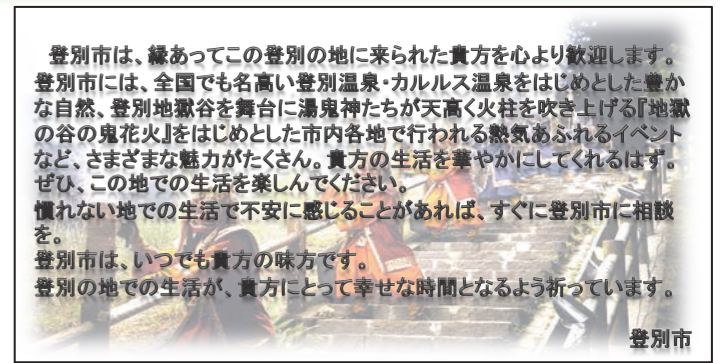
●咨询窗口服务时间

《英語》周一至周五 9：00至15：45 周五 9：00至14：45

《中文》周一至周五 9：00至17：30

※同时提供其它语言的咨询服务，采用翻译机的形式进行。

企画調整科 ☎0143-85-1122



## 登別市役所

### 市役所本庁舎

住所：登別市中央町6-11 ☎0143-85-2111

### 各支所

登別支所 住所：登別市登別港町1-4-9 ☎0143-83-1131

鷺別支所 住所：登別市鷺別町3-3-4 ☎0143-86-6111

受付時間：9:00～17:30

休日：土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

## 外国人サポートワンストップ窓口の開設

登別市では、外国人が生活する中で困りごとがあった時に相談できる窓口を市役所本庁舎の1階に設置しています。

LINEによる相談も受け付けますので、QRコードからお友達登録をしてみてください。

※個人情報を含む相談については、LINEで日程調整して来庁していただく必要があります。

●窓口開設時間

《英語》月曜日～木曜日 9:00～15:45 金曜日 9:00～14:45

《中国語》月曜日～金曜日 9:00～17:30

※その他の言語についても相談を受け付けますが、翻訳機を使用して対応します。



企画調整グループ ☎0143-85-1122

## 当您遇到困难时

### ■ 紧急电话

所有电话均为24小时开通的免费电话。

### 火灾・急救 119

呼叫消防车或救护车时请拨打119，电话接通后请说出火灾还是急救，并说出地址、姓名、电话号码及到达现场的路径或现场的特征。

### 警察 110

当遭遇或目击犯罪或交通事故时，请拨打110，警察接通电话后，说明发生了什么事件，是否有人受伤等。回答警官的提问，并说出地址、姓名及到达现场的路径或现场的特征。

## 住址变更

### 居民注册手续

日本入境时领到了在留卡的外国人，将和日本人一样签发给居民票。请在确定住址后14天之内，前往市政府或各分处办理居民注册手续。

●所需证件

・护照 ・在留卡

### 迁入申报

从其它市町村迁入登別市时，需要办理迁入申报。请在确定住址后14天之内，前往市政府或各分处办理手续。

●所需证件

・迁出证明书 ・在留卡 ・个人编号卡（如果有的话）

## 困ったときは

### ■ 緊急電話

いずれも、無料で24時間受け付けています。



### 火事・救急は119番

消防車や救急車を呼ぶときは「119番」に電話をかけ、電話が通じたら火事であるか救急であるかを話し、住所・氏名・電話番号・現場までの目標物を伝えます。

### 警察は110番

犯罪や交通事故に遭ったり、目撃した場合は「110番」に電話をかけ、警察に電話が通じたら、どんな事件が起きたか、けが人がいるかどうかを話します。警察官の質問に答え、住所や氏名、現場までの目標物を伝えます。

## 住所の異動

### 住民登録手続き

日本に入国時、在留カードの交付を受けた方は、日本人と同様に住民票が作成されます。住所を定めてから14日以内に市役所各支所で住民登録の手続きをしてください。

●必要なもの

・旅券 ・在留カード

### 転入届

他市町村から登別市に住所を変更した場合、転入届が必要です。住所を定めてから14日以内に市役所各支所で手続きして下さい。

●必要なもの

・転出証明書 ・在留カード ・マイナンバーカード（お持ちの方）



この冊子は、令和5年4月現在の情報を記載しています。

本冊子内容更新截止到2023年4月为止。

登別市のホームページでもご覧になれます。

詳細也可在登別市的官网上浏览。

<https://www.city.noboribetsu.lg.jp>

発行 登別市（総務部企画調整グループ）

発行 登別市（总务部规划调整科）



## 迁居申报

在登别市内如果发生了住址变更，需要提交迁居申报。请在确定住址后14天之内，前往市政府或各分处办理手续。

- 所需证件
  - 印章
  - 个人证件（护照等）
  - 在留卡
  - 个人编号卡（如果有的话）

## 迁出申报

从登别市内迁出，前往其他市町村时，需要办理迁出申报。请在确定住址后14天之内，前往市政府或各分处办理手续。

- 所需证件
  - 印章
  - 个人证件（护照等）

<span><span><span></span></span></span> 市民服务科	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1855
---	--

## 居民票

可以领取标明住址及外国人特有事项，如国籍、地区、在留资格等注册项目的居民票。
※有时可能需要委托书。

<span><span><span></span></span></span> 市民服务科	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1855
---	--

## 户籍和印章

## 户籍制度

户籍制度是指有个人的出生及死亡、结婚等身份关系等注册内容的，官方证明制度。外国人在日本出生或死亡、以及结婚或离婚时都需要进行申报。

### ■有关户籍申报事项

#### 新生儿出生时（出生申报）

请在出生后14日之内进行申报。

- 所需证件
  - 出生证明（由医生或助产士填写）
  - 母子健康手册

※怀孕后请向综合福利中心SINTA21提交怀孕申报，领取母子健康手册。

### 死亡时（死亡申报）

请于得知死亡事实的7天内进行申报。

- 所需证件
  - 死亡诊断书

### 结婚时（婚姻申报）

自提交申报之日起具法律效力。

- 所需证件
  - 双方都是外国人时**:
    - 婚姻申报表
    - 护照
    - 婚姻要件具备证明书 等
    - 添付翻译资料

<b>和日本人结婚时</b> :	除了上面的资料以外，还需要日本人的户籍誊本或者抄本、本人证明资料
------------------	----------------------------------

### 离婚时（离婚申报）

自提交申报之日起具法律效力。双方均为外国人时，由于要依照自己国家的法律办理，请向本国驻日大使馆或领事馆咨询。

夫妻中一方为日本人时，在双方同意的条件下，依照日本法律办理手续。

- 所需证件
  - 离婚申报表
  - 户籍誊本
  - 调解记录的誊本（只限判决离婚时）
  - 个人证件

## ■注册印章

在日本，重要的签约场合签字不被认可，必须用印章。这时，有时需要印章的注册证明书。

※印章请自行准备。

- 所需证件
  - 需要注册的印章（每人限1个）
  - 个人证件
- 印章注册证
  - 申请了印章注册后，会签发“印章注册证”。
  - 需要印章注册证明书时，请携带“印章注册证”来办理。

<span><span><span></span></span></span> 市民服务科	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1855
---	--

### 転居届

登別市内で住所を変更した場合、転居届が必要です。住所を定めてから14日以内に市役所か各支所で手続きして下さい。

- 必要なもの
  - 印鑑
  - 本人確認書類(旅券など)
  - 在留カード
  - マイナンバーカード(お持ちの方)



### 転出届

登別市内から他の市町村へ住所を変更する場合、転出届が必要です。住所を定めてから14日以内に市役所か各支所で手続きして下さい。

- 必要なもの
  - 印鑑
  - 本人確認書類(旅券など)

<span><span><span></span></span></span> 市民サービスグループ	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1855
--	--

## 住民票

住所や外国人住民特有の事項として、国籍・地域、在留資格などの登録事項を記載した、住民票の写しの交付を受けることができます。
※委任状が必要となる場合もあります。

<span><span><span></span></span></span> 市民サービスグループ	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1855
--	--

## 戸籍と印鑑

## 戸籍制度

戸籍制度とは、個人の出生や死亡、結婚などの身分関係を登録し、公に証明する制度です。外国人の方も、日本で出生や死亡したとき、または結婚、離婚などの際は届け出が必要となります。

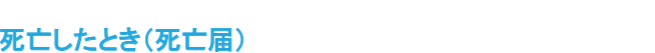
## ■戸籍に関する届け出

### 赤ちゃんが生まれたとき(出生届)

生まれてから14日以内に届け出をしてください。

- 必要なもの
  - 出生証明書(医師又は助産師が記入)
  - 母子健康手帳

※妊娠したら、総合福祉センターしんた21へ妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。



### 死亡したとき(死亡届)

死亡の事実を知った日から7日以内に届け出をしてください。

- 必要なもの
  - 死亡診断書



### 結婚するとき(婚姻届)

届け出をした日から法的効力が生じます。

- 必要なもの
  - 外国人同士**：
    - 婚姻届書
    - 旅券
    - 婚姻要件具備証明書 など
    - 添付書類の訳文

<b>日本人と結婚</b> :	上記のほか、日本人の戸籍謄本又は抄本、本人確認書類
-----------------	---------------------------

### 離婚のとき(離婚届)

届け出をした日から法的効力が生じます。双方が外国人の場合は本国法に基づきますので、在日大使館または領事館にお問い合わせください。

夫婦のどちらかが日本人の場合で、双方の合意がある場合、日本の法律により手続きを行います。

- 必要なもの
  - 離婚届書
  - 戸籍謄本
  - 調停調書の謄本等(裁判離婚のみ)
  - 本人確認書類

## ■印鑑登録

日本では、重要な取引などにはサインではなく印鑑を使用します。その際、印鑑登録証明書が必要となることがあります。

※印鑑は自身で購入。

- 必要なもの
  - 登録する印鑑(1人1個)
  - 本人確認書類
- 印鑑登録証
  - 印鑑登録の申請受理後「印鑑登録証」を交付します。
  - 印鑑登録証明書が必要な場合は「印鑑登録証」を持参して下さい。

<span><span><span></span></span></span> 市民サービスグループ	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1855
--	--

## 保険・养老金・税

### ■国民健康保険

国民健康保険制度是为了减轻个人的医疗费负担，通过每个人缴纳保险费的方法，在患病或受伤时，将其用于支付医疗费费的相互扶助的医疗制度。

外国居民如果没有加入工作单位的健康保险，就必须加入国民健康保险。

### 加入・注销手续

请到国民健康保险科办理手续。

- 所需证件
  - 在留卡或者特别永住者证明书
  - 护照
  - 印章

#### 被保险人证（保险证）

每人领取一张。就诊时，需向医疗单位出示。

### 国民健康保険税

保险费の金額，是根据每户的人数和前一年的年收入为标准而计算出来的。总金额一年分10次（6月至3月）缴纳。

<span><span><span></span></span></span> 国民健康保険科	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1771
---	--

## ■护理保险

护理保险制度是指随着社会向老龄化迈进，需要护理的老年人，由于仅依靠家人及亲属已经很难支撑，所以需要调动全社会的力量来辅助护理老年人的一种社会保险制度。

#### 护理保险费

年龄在40岁至64岁之间的居民，其保险费金额根据相应的医疗保险算法算出，而65岁以上的居民，则根据其收入来算出。

<span><span><span></span></span></span> 老齢・护理科	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-5720
--	--

## ■国民养老金

国民养老金是指所有居住在日本、年龄在20岁以上60岁以下的居民都必须加入的养老金制度。加入了国民养老金，并符合一定的条件后，可以领取各种养老金。

#### 种类

**老齢基础养老金**...支付给国民养老金保险费的缴纳期和免缴期，以及可合算期合计超过10年以上的人的养老金。

**残疾基础养老金**...支付给加入国民养老金期间，或期满后的不到65岁的残疾人的养老金。

**遗族基础养老金**...当加入国民养老金者或已有资格领取老齢基础养老金者亡故时，支付给抚养当事人孩子的妻子，或者支付给当事人孩子的养老金。

### 国民养老金保险费

保险费需要每月缴纳。

※保险费有免除・缓缴制度。

<span><span><span></span></span></span> 养老金・长寿医疗科	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-2137
---	--

## ■税金

### 个人的市民税

截至到1月1日居住在本市的个人，均需缴纳按前一年的收入算出的相应税。

#### 固定资产税

截至到1月1日在市内拥有房地产或折旧资产的个人需缴纳的税。

### 轻型轿车税（分种类减税）

截至到4月1日拥有（使用）轻型轿车的个人需缴纳的税。

## ■各种费用・税的缴纳方法

持市政府寄去的缴费单，前往金融机构或便利店缴纳，或者通过银行账户转帐进行缴纳。

## 保険・年金・税金

### ■国民健康保険

国民健康保険とは、医療費の負担を軽減するため、普段からみんなで保険税を出し合い、病気やけがのときの医療費に充てようとする相互扶助の制度です。

外国人住民で、勤務先の健康保険に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

### 加入・喪失手続

国民健康保険グループで手続きしてください。

- 必要なもの
  - 在留カードまたは特別永住者証明書・パスポート・印鑑

#### 被保険者証（保険証）

1人1枚交付されます。受診の際は、医療機関

などの窓口に提示してください。

#### 国民健康保険税

保険税は、世帯ごとの人数や前年の所得等を基に算出します。合計額を年10回(6～3月)に分けて納めていただきます。

<span><span><span></span></span></span> 国民健康保険グループ	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-1771
--	--

### ■介護保険

介護保険とは、社会が高齢化していく中、家族や親族だけで介護を必要とする高齢者を支えていくことが困難になってきたため、社会全体でこれらの方々を支えていこうという考えから作られた社会保険の制度です。

#### 介護保険料

40歳～64歳までの方は、それぞれの医療保険の算定方法により決まり、65歳以上の方は、所得に応じて保険料が算定されます。



<span><span><span></span></span></span> 高齢・介護グループ	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-5720
---	--

### ■国民年金

国民年金とは、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。国民年金に加入し、一定の要件を満たすことで、各種年金が支給されます。

#### 種類

**老齢基礎年金**...国民年金保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間などを合わせて10年以上ある方に支給。

**障害基礎年金**...国民年金加入中や期間満了後に、65歳未満で障がいのある方などに支給

**遺族基礎年金**...国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき、その方に養われていた子どもがいる妻、または子供に支給。

### 国民年金保険料

保険料は毎月納めてください。

※保険料免除・納付猶予制度などがあります。

<span><span><span></span></span></span> 年金・長寿医療グループ	<span><span><span></span></span></span> 0143-85-2137
---	--

## ■税金

### 個人の市民税

1月1日現在、市内に住所がある方に、前年の所得に応じて課税されます。

#### 納税方法

**特別徴収**...給与から市民税が差し引かれ、本人に代わり勤務先が納める

**普通徴収**...市が本人に送付する納付書により、金融機関やコンビニなどで納める、又は口座振替により納める

### 固定資産税

1月1日現在、市内に不動産や償却資産を所有している方に課税されます。

### 軽自動車税(種別割)

4月1日現在、軽自動車を所有(使用)している方に課税されます。

## ●各種料金・税金の納税方法

市が本人に送付する納付書により、金融機関やコンビニなどで納めたり、口座振替により納めていただきます。

